

ご提案要旨		市からの回答	担当課
うれしのまちづくり会館について	うれしのまちづくり会館は大井苗間区画整理の時に建設された建物です。以前は子供会などで大変お世話になりました。が、久しぶりに行くと、エアコンが壊れて夏は使用できないとか。確かに区画整理も終わり、管理も中途半端な状態であるように思います。是非、市の方でメンテナンスして、公民館のような形で、或いは発表会会場のような形でいいので、有効に使用していただきたいです。ご検討、よろしく願いいたします。	平成7年3月に建設されたうれし野まちづくり会館は、大井・苗間第一土地区画整理組合事務所の他、2階と3階をまちづくり事業やコミュニティづくりに役立つように地域の方々にも広く開放されてきたと伺っております。そして、平成17年9月に大井町が購入し、その後、ふじみ野市が引き続き地域活動の拠点として、利活用を図っているところでございます。 現在は、2つのNPO団体に事務所として貸し出しを行っている他、地域のコミュニティスペースとして無料開放し、利用率は非常に低い状況であるものの近隣で活動するサークルや少年野球チームなどに利用いただいている状況です。 施設維持管理につきましては、老朽化しているために消防設備や空調設備、雨漏りなど状況に応じた修繕を行っておりますが、本年1月下旬には、集会室等の空調機が故障し、部品の生産終了に伴い部品交換も出来ないため、冬場においてはヒーターによる応急対応を行いました。 このような状況にあることから、ご要望にありました空調設備を含めた施設全体の更新費用、施設の利用率を踏まえ、利用者並びに地域の皆さまとの意見交換を行いながら、今後の施設そのものの在り方を慎重に検討しているところでございます。	協働推進課
広報板への提言	町会のスポーツ大会開催のチラシについて、市の広報板にも張り出すこととなり、その許可手続きを行いました。その際、日ごろ気づいていることを申し上げました。「許可を得ないで貼ってあるチラシをよく見かける。それらは得てして、貼り方が乱雑で、開催日をとうに過ぎても張りっぱなしであるものが多くて、美観を損ねる」と。担当された方は、「対応するので、写真を送ってほしい」とのことでした。 過日、元NHKアナウンサーの講演会のお知らせについて「各自治組織さまで印刷の上、「回覧」と各自治組織さまでお持ちの「掲示板」への掲示をお願いいたします」との依頼が市からありました。市内120箇所にある市の広報板へも張り出してはどうか？協働推進課へ問い合わせましたところ、「そのためには、広聴広報課へ許可の手続きを取っていただくことになるから、そこまではお願いできない」とのことでした。 そこで提案です。 ① 市の広報板へ張り出した無許可のチラシは、町会と連携し、撤去できるようにする。 ② 現行の回覧文書と同じように、市の掲示板へ掲示することが望ましいチラシは、関係課が一括して許可手続きを取り、町会によって市の掲示板へ貼れるようにする。	広報板は市内に111カ所設置しており、国や県、市の行政情報を皆さまにお知らせするほか、空いた掲示スペースを有効に活用するために、団体やサークルのイベント情報の告知にもご利用いただいております。 掲示にあたっては、許可期間内（1カ月）に掲示と撤去を行うことをルールとして定めておりますが、ご提案にありましたように、時に掲示期限を超過したポスターがあることも事実でございます。その場合、ご連絡をいただければ担当の職員が撤去を行います。さらに当該団体に連絡をし、撤去忘れがないか再確認するように注意しております。 自治組織と連携して撤去するというご提案は大変ありがたい内容ではありますが、市職員の管理権限に基づく正当な職務執行とは違い、自治組織の方には撤去行為中にトラブルに遭遇してしまうという可能性もございます。今後は申請受付の際、規則を守り利用していただくことを改めて伝えとともに、美観を損なわないよう定期的な点検を行ってまいります。 次に、市の掲示板へ掲示することが望ましいチラシは、関係課が一括して許可手続きを取ってから自治組織に依頼したらいいのではないかとのご提案についてお答えします。 地域の掲示板へ掲載依頼する際は、自治組織連合会の役員会において実施する事業の内容を丁寧に説明し、掲示のご了解をいただいた上で、各自治組織へポスターを配布しております。その中で市が関わる事業の掲示にあたっては、市掲示板への掲載の他、必要に応じて地域の皆さまが所有する掲示板にも掲載をお願いしているところでございます。 ただし、掲示許可後に押印している許可印は市の広報板限定のため、自治組織の所有する掲示板には掲示しないよう団体やサークルには伝えております。そのためにも自治組織の皆さまにご不便やご迷惑をおかけしない仕組みづくりが必要であり、市と自治組織が所有する掲示板相互の連携が図れるか、自治組織連合会や各自治組織の会長と意見交換をしながら検討してまいります。	広報広聴課
人間ドック補助金申請	人間ドック補助金申請をしたら実施日の14日前迄に申請をしないと申請できないと言われ、また人間ドック日程をそれに合わせて調整すると言われた。大変理不尽且つ合理的ではない。なぜ14日前なのかの合理的理由もなく、また事後申請でも全く問題ないと思う。もっと柔軟性のある対応に頂きたく。	本市では、人間ドック検査料補助の申請は、人間ドック等検査料補助金交付要綱に則り事務を行っております。申請書の提出期限を当該利用日の14日前（土・日曜日、祝日を除く）と定めておりますのは、人間ドック検査料補助金交付に係る補助金の適正な執行に一定の時間を要するためです。制度の公平性や安定的な運用を維持するためには、一定のルールが必要となります。今後検討の余地はございますが、現状ではご要望にお答えすることは難しい状況でございます。何卒ご理解いただきたいと存じます。	保険・年金課

ご提案要旨		市からの回答	担当課
市民憩の森について	大井中央にある「市民憩の森」について、日頃感じていることと今後への期待をお伝えたく、ご連絡いたしました。近年の伐採により樹木が少なくなり、現在はやや荒れた印象を受ける状態となっております。現状では一部でゲートボール等の利用が見られるものの、散策などで気軽に訪れるような雰囲気ではなく、名称の通りの「憩いの場」として十分に活用されていないように感じております。また、周辺に住む立場として、虫（特にムカデ等）の発生が気になる場面もあり、生活環境への影響も感じております。 ・自然を活かしつつも、安心して過ごせるような適度な整備（下草の管理等） ・ベンチや簡易的な休憩スペースの設置 ・子どもも利用できる小規模な遊具の設置 ・ピクニックや軽い散策ができる環境づくり ・多世代が共存できる空間設計近隣の文化施設とあわせて活用する これらを行うことで、より多くの市民にとって魅力的なエリアになるのではないかと感じております。	市民憩の森につきましては、市民の皆さまが自然に親しみながら、異世代間のコミュニケーションや地域コミュニティを図る場としてだけでなく、青少年の体験学習の場としても活用できることを目的として設置しております。 しかしながら、ナラ枯れ被害により倒木の恐れが生じ、安全のため、やむを得ず多くの高木を伐採いたしました。この伐採の影響により、草木の育成が著しくなつてしまい、昨年の春から秋にかけて何度も除草作業を行ってまいりました。 また、市民憩の森の土地につきましては、市が地権者から借用している土地となるため、新たな「構造物の設置」について地権者に問い合わせたところ、「返還の際における原状回復の観点から差し控えてほしい」との回答をいただいております。 そのため、市が購入した一部の土地に限り、トイレの設置とバーベキュー場を移設し、対応したところでございます。 こうしたことから、貴重なご意見ではありますが、市民憩の森に遊具等の設置をすることは難しい状況です。なお、草木の管理につきましては、住宅地側、道路側など日常生活に影響を及ぼす部分に重点を置きながら、引き続き適切に除草作業を実施してまいります。	協働推進課
公園について	①清見第一公園 信号や踏切があり、自転車の練習ができるいい公園です。せっかく信号機や踏切があるので常時作動させられないでしょうか。太陽光発電などを利用すれば初期投資だけで安価に運用できると思うのです。そうすれば遊びながら交通ルールを学び安全に身につくいい公園になると思います。 ②滝長宮公園 こちらは目立った遊具もなく、滑り台はステンレスなので夏はやけどの危険があります。 雑草も長く（雑草育ててますか？）、虫刺されも心配で唯一の自宅近辺の公園なのに行く気になれません。 新しい公園を作るのもいいですが、今ある公園の整備にも力をいれてもらえると子育て世帯としては有り難く思います。 よろしく願います	まず清見第一公園ですが、児童に遊びを通じて自然に交通道徳を習得し、子どもの安全な楽しい遊び場となるように、昭和45年に整備しました。 今回、信号機や踏切を太陽光発電などで常時作動させるというご提案でございますが、施設自体が50年以上経過し、製品も製造されておらず、施設を作動させることが非常に厳しい状況でございます。今後、公園の更新工事に、いただきましたご意見を参考にしながら検討してまいります。 次に、滝長宮公園の遊具や雑草についてお答えいたします。 公園に新しく遊具を設置する際は、市民の皆さまからのご要望のほか、自治組織や公園愛護会など、日頃から維持管理にご尽力いただいている方と相談し、決定しております。 しかしながら、新たに遊具を設置するには周囲との安全な距離を確保しなければならないなどの安全基準があり、安全領域の確保ができない場合、設置が難しい場合もございます。今後、施設を改修する際は、遊具の種類などにつきまして、いただきましたご意見を参考にしながら検討してまいります。 また雑草につきましては、5月中旬ごろから生育旺盛期を終える9月中旬ごろまで、順次繰り返し草刈りの作業を行っております。しかし、市内には約170箇所の公園等があり、草の生育は晴天や雨天のタイミングによって大きく変わることから、一斉に除草作業を行うことは難しく、作業が追い付かない場合もございます。今後につきましては、草が伸び過ぎる前に草刈りを行うよう公園等の巡回を強化し、市民の皆さまが快適に公園をご利用いただけるよう、公園管理に努めてまいります。	公園緑地課
外国人について	本日、近所で南アジア諸国の外国人の家族が病院から出てきて近くの薬局に入っていくのを見ました。 近くで見るのは初めてです。と言うことは近くに住んでるのかと思い、背筋が凍りつきました。タウン化する恐れがあるからです。 政府は多様性、人権、共生など押し付けておりますが被害者に対して何の対応も無されてないので治安はどんどん悪くなるばかりです。 外国人技能実習生の管理組合で従事した経験があります。小さい組合でしたが毎月3名ほど失踪しておりました。彼らは外国人が経営する解体屋や産廃屋で現金日払いで従事しております。	一部メディアの報道や文化的違いにより、さまざまな外国籍の方たちへの誤解が生じ、皆さまの不安につながっているという側面もあると言われております。 本市も令和8年5月1日現在で4,340人の外国籍の方が住民基本台帳に登録されておりますので、外国籍の人たちに対するさまざまな誤解を解消しながら「お互いが心地よく過ごせる環境づくり（多文化共生）」を進めてまいります。 さらに「平和で安全、暮らしやすいまち」となるよう市政運営の大きな柱の一つに位置付け、さまざまな施策を実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	

ご提案要旨		市からの回答	担当課
市広報板への掲示手続きの窓口について	私たちの町会及び支部社協では、独自に行うイベントの広報強化に取り組むようになりました。その一環として、積極的に市の広報板を利用するようにしたのですが、現行ではその申請のたびに広報広聴課へ出向く必要があります。そこで、窓口が大井総合支所にも置かれれば、とても助かります。 本庁から離れている私たち町会・支部社協の役員の負担軽減のため、大井総合支所への窓口設置につきまして、どうぞ検討をお願いします。	私は市長就任以来、本庁（市役所）で行う手続きや申請は、大井総合支所でも同じようにできて、不便さを感じない行政運営を目指してまいりました。確認や審査が必要な事務につきましても、支所でいったん書類を受け取り、本庁での処理後に支所へ移送するなど、皆さまがわざわざ本庁へ出向かなくても済む方法を考えるようにと、職員に指示をしております。 この度の掲示板の申請につきましては、支所でも受理することは基本できますが、初回の申請だけにしましては、掲示の可否を担当課で確認する必要があるため、本庁で申請していただくことにしております。しかし、今回のご提案を踏まえ、自治組織や支部社協に限らず、すべてのサークルや団体からの初回の掲示申請も支所で受けられるようにいたします。可否の確認が必要な場合は、本庁・支所間でファクスやメールにて対応するようにいたします。 なお、自治組織で設置された掲示板もぜひご活用いただき、広報強化にますます取り組まれますことを願っております。	広報広聴課
ナンバープレート	原付のナンバープレートについてです。 富士見市や川越市など多くの市で市のキャラクターを載せたナンバープレートを見かけます。 ふじみ野市も2012年にふじみナンバープレートがあったと知りました。 私はふじみ野市が好きでふじみも好きです。 どうかふじみんのナンバープレートを復活してください。	ふじみナンバープレートにつきましては、ふじみ野市PR大使「ふじみん」の誕生を記念して、本市のイメージアップを図るため、走る広告塔として、誕生の翌年である2012年に限定的に交付したものでございます。 ご提案いただきましたふじみナンバープレートの復活につきましては、費用面など考慮すると直ちにお応えすることは難しいと考えますが、多くの皆さまから愛されている「ふじみん」は、本市のイメージアップを図るうえで、欠かすことのできない存在ですので、今後も効果等も踏まえ、機会を伺いながら、ナンバープレートへの活用についても考えてまいります。	税務課
市の広報板への掲載について	私の町会の区域では、市の広報板が4カ所にあります。その一方、町会の広報板は1カ所です。この時期、ふじみ野市社協及び日赤埼玉県支部から会費納入の依頼があり、その一環としてチラシ掲載の依頼も行われます。しかし、市広報板への掲載許可手続きが行われていないため、私たちの町会では1カ所の掲示板にしか掲載できません。 このような公共性の高いチラシについては、広報広聴課が関係課・団体に包括許可するなりして、市の広報板へも掲載できるようにしてはいただけないでしょうか。市の広報板の有効活用の観点からの提案です。	ご提案いただきました「公共性の高いチラシの包括許可および広報板の有効活用」についてお答えいたします。 ご提案のありました「包括許可（手続きの省略）」につきましては、現在、掲示物の適切な維持管理のために、すべての枚数に掲示期限のスタンプを押印していただいていることや、内容を個別に審査している背景から、大変心苦しいのですが、公共という括りだけで一律に包括許可をすることは一足飛びには難しい状況でございます。 しかしながら、ご指摘いただきましたように、広報板を有効に活用することは、スマートフォンやパソコンに不慣れな方々への情報格差（デジタルディバイド）を解消するために、非常に効果的で大切な手法であると私も認識しております。 そこで、地域の皆さまのご負担を少しでも軽減しつつ、広報板をより良く活用するために、市から自治組織の皆さまへ広報板への掲示をお願いする際には、あらかじめ市側（役所側）で掲示期限のスタンプ処理をすべて済ませた状態のチラシを配布するよう、担当部署に運用の改善を指示いたしました。今後は、全庁に周知し、徹底してまいります。 これからも、市民の皆さまが大切な情報を得やすい環境づくりと、地域を支えてくださる自治組織の皆さまの負担軽減に努めてまいります。	広報広聴課
吐き気パラダイス～臭い～	毎年この時期（5月ごろ）になると家の周りで悪臭がする。おそらく栗の木の臭いだが、暑いと思って臭すぎて窓も開けられない。だから、私たちはエアコンまたは扇風機を使うしかないです。もし臭いの原因が消えて無くなれば、電気代を節約でき、さらに地球にも優しいと思います。 外を歩くだけで臭すぎて気持ち悪くなり、吐き気をもよおす。毎日、駅までの道のりが苦痛ではない。	現地を職員が調査したところ、確かに栗の木の花特有のにおいを確認することができましたが、当該地は農地に該当し、私有地であるため、栽培する農作物の種類を市が指定したり制限したりすることはできません。 しかしながら、栗の木の花は5月下旬から6月にかけて開花し、においが発生する期間は2週間程度と一過性であることを踏まえ、市から地権者へ配慮や対応が可能かどうか確認、相談を行ってまいります。	産業振興課
ボールで遊べない公園	鈴木公園はなんのためにあるのだろうか？ サッカーの練習をやりたくてもボールを使うことが禁止されている公園しかない。 外で遊んでいい時間すら許されず、少しでもボールで遊ぶと、公園裏の家の人に動画を撮られたり、おじさんに怒鳴られ、ボール禁止の看板を声だして読めと言われる。 外で遊べないから、家の中で遊ぶしかない。 ふじみ野運動公園でボールを使って遊べるが、中高生がとっても多く小学生が遊ぶには危険だ。 子どもに優しくないまち	鈴木公園につきましては、地権者の方から土地をお借りして、サッカー場として皆さまにご利用いただいておりますが、地権者の方のご意向で借地面積が減少したことで、現在はサッカー場としてではなく、公園としてご利用いただいております。 現在、一部を除く市内の公園におきましては、原則サッカーなどのボール遊びを禁止とさせていただいております。その理由としましては、他の利用者や近隣住民への安全面、また、一部の利用者の深夜や早朝の利用による騒音被害などの意見が多く寄せられたことによるものでございます。 一方、タウンミーティングや子ども議会などでは公園でボール遊びをしたいというご要望をいただいております。こうした要望を受け、ふじみ野市運動公園の他に、ふじみ野市第2運動公園におきましても予約の必要が無く、どなたでもサッカーなどのボール遊びが自由にできる場所を確保させていただいたところでございます。中高生がとっても多く小学生が遊ぶには危険とご指摘ですが、利用者同士で思いやりをもってご利用いただきたいと考えております。 また、福岡中央公園ではワークショップにより、七彩緑地では自治組織が中心となり、一定の制限はあるもののボール遊びが可能となりました。 今後、さらにボール遊びをするための場所を確保するためには、一定の場所や時間で区切られた広場の確保、近隣住民や自治組織への合意形成などが必要となりますが、引き続き、他自治体などで行っている取り組みを参考にしながら、ボール遊びができる公園の整備について研究してまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。	公園緑地課

ご提案要旨		市からの回答	担当課
PayPay等のポイント還元の市内消費喚起と店舗支援の要望	地方自治体とPayPayが連携して取り組むキャンペーンをふじみ野市は1度も取り組まれておりません。 埼玉県内ではPayPayで支払いをすると、対象店舗で20%ポイント還元のキャンペーンやっている自治体が近隣の市町村では、新座市で4回、鶴ヶ島市と坂戸市では3回も行われています。 ふじみ野市は消費を促す為に市内の飲食店や小売店を支援しようという考えはないのでしょうか？ 市民に還元してくれることが隣の三芳町や富士見市よりも乏しく、消費喚起クーポン券は4000円分しかなく、水道基本料の減免では個人宅への恩恵は少なかったです。 市民が恩恵を実感しやすく、かつ市内の経済も潤うキャンペーンに予算を割くのを検討し、ふじみ野市内の飲食店や小売店を元氣してもらいたいと思います。 最後にこの物価高の中で市民の生活を助けて欲しいので、PayPayのキャンペーンを検討してください。	ご提案に書かれておりましたように、本市では国の重点支援地方交付金を活用した、消費下支え等を通じた生活者支援のメニューといたしまして、7月から使用できる、一人当たり4,000円の消費活性化クーポンの給付を実施しております。 令和2年8月には、対象店舗にてPayPay残高で支払うことで、最大15%分のポイント還元が行われるふじみ野市ポイント還元キャンペーンを実施したことがございます。今回の消費活性化クーポン券給付事業におきましても、キャッシュレス決済等の手段の検討もいたしましたが、すべての市民の方がご利用しやすい紙のクーポン券給付を行うことといたしました。 また、「ふじみ野市内の飲食店や小売店を元氣してもらいたい」という点につきましても、大変ありがたいご提案ですが、市内の参加登録店のみで使用できるクーポン券とする ことで、現金給付とは異なり市内での消費を促すことができると考えております。 今後、市内消費喚起と店舗支援の事業を実施する際には、ご提案いただきましたポイント還元による消費喚起策も検討してまいります。	産業振興課
市政をもっと身近に！！	川越市民ですが、ふじみ野市が大好きで、先日は「カミフクマルシェ」にも参加させていただきました。 人々のあたたかさ、やさしさ、人情は最高ですね。市議会も度々傍聴させて頂いております。しかしながら市民の市政に対する興味関心が低いのでしょうか。傍聴者が少ないのがとても気になります。川越では議会中継をライブ配信していてとても助かっております。市政の主役は議会ではなく市民です。もっと身近に感じられるような啓発活動おねがいします。	議会に関する貴重なご意見をいただきありがとうございます。また、日頃より市議会の傍聴にお越しいただき、重ねて御礼申し上げます。 さて、ご提案でございますが、地方自治は二元代表制であり、それぞれが独立しておりますことから、市議会からの回答を以下のとおりお伝えさせていただきます。 「市政を市民の皆さまに身近に感じていただくことは、大変重要なことでございます。本市議会では、開かれた市議会の実現のため、議会だよりの発行、議会報告会の開催、SNSによる発信などを行っております。さらに、昨年度は市誕生20周年を記念し、市議会を身近に感じていただくため、子ども議会体験ツアーや議場コンサートを開催いたしました。議会中継につきましては、視聴者が見やすいよう見出しやリンク分けなど編集を行い、録画放映を行っております。ライブ配信の実施は現時点で実現が難しい状況でございますが、他市町村の事例なども研究しながら、さらなる啓発活動に努めてまいります」 とのことでした。	議会事務局

ご提案要旨		市からの回答	担当課
ステラ・ウェストにおける中学生の夜間長期滞在の対応のお願い	大井東中学校御中大井東中2年保護者です。私の子含め同校生徒が連日ステラ・ウェスト閉館の夜22時まで長期滞在し困り果てています。 子どもは「学習スペースで勉強している」と言い訳し、家庭の指導だけでは限界です。 施設に「中学生だけで夜遅いので声かけはしてないのですか」と相談しましたが「個別に声かけはしていない、市と学校と連携している」と断られ、警察にも「23時前なので補導対象外」と流されました。「連携」と言いつつ中2が夜22時まで居座れる環境の放置は、行政の安全管理上問題ではないでしょうか。犯罪に巻き込まれる前に以下を強く要望します。 1. 施設での夜間（20時以降等）の中学生のみの滞在制限、自習目的問わない帰宅催促の声かけ実施 2. 大井東中教員による施設内の夜間見回りパトロール 3. 学校での「勉強でも夜間居残りは不可」という厳格な指導今後どのような対策を取るか組織としてのご回答を希望します	確かに、ステラ・ウェストの建物内には防犯カメラや施設職員が目があるものの、一歩外に出た夜道の移動や、駐輪場などでの不審者との遭遇、他校の生徒や年上のグループとのトラブルの発生、また、ステラ・ウェストの閉館時間は午後10時のため、埼玉県で定めている青少年健全育成条例の「夜間（午後11時から翌朝午前4時まで）は保護者の同伴なしに青少年を外出させてはならない」という時間帯自体に直ちに抵触はしませんが、帰宅が遅くなることで深夜徘徊の一手手前になるリスクの発生の恐れもあります。保護者の皆さまがご心配されるお気持ちは十分理解できます。 まず、施設での夜間の中学生のみの滞在制限、帰宅催促の声かけ実施についてお答えします。 令和5年11月のオープンから「文化芸術と生涯学習の拠点」として、市内外より多くの方々に来館いただいているステラ・ウェストは、文化活動の実践・体験や舞台芸術等を鑑賞する場であるとともに、さまざまな方が気軽に立ち寄り、思い思いに過ごしていただく「居場所づくり」の場としても機能しています。 また、本施設は大井図書館を併設しており、読書を楽しまれる方や、図書館資料等を使用して自主学習に励まれる方も多いことから、館内の諸室やさまざまなスペースを活用して学習席を設け、利用者の皆さまにご活用いただいております。そのため、中学生や高校生の利用もございますが、公共施設という特性上、フリーなスペースとはいえ、一律に滞在制限をかけることは難しい現状です。しかし、施設職員が定期的な館内巡回を行い、安全に、快適に施設をご利用いただけるよう、万全の注意を払って管理運営を行っております。 次に、学校教員によるステラ・ウェスト内の夜間見回りパトロール、学校内での指導についてお答えします。教育委員会に確認しましたところ、以下の回答がございました。 「生徒の非行行為防止や安全確保のための巡回等は重要であると受け止めておりますが、この度のような事案に対しては各ご家庭での考えも異なり、教員による夜間の施設内パトロールによって、常に帰宅を促すことは難しい状況にあります。 学校におきましては、学年集会や日々の帰りの会などの機会を通じ、全校生徒に対して改めて放課後の安全な過ごし方と適切な帰宅時間のこと、学習目的であっても夜間の外出は安全上好ましくないこと、『学校生活のきまり』等に基づき、『暗くなる前の帰宅』や、『夜間外出時は保護者同伴』を原則とすることなどを指導してまいります。 また、学校便りや保護者メールを活用し、ステラ・ウェスト等における夜間滞在の現状を保護者の皆さまにも広く周知することで、犯罪やトラブルへの未然防止として、各ご家庭においても『門限の確認』や『話し合い』を行っていただくよう、ご理解とご協力を呼びかけてまいります」とのことでした。 子どもたちの安全を守るためには、行政、学校、そして地域やご家庭の連携が不可欠です。今後も、教育委員会や市内小中学校とも密に連携を図りながら、生徒たちが安全に安心して生活できるよう、適宜適切な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。	文化・スポーツ振興課 学校教育課

ご提案要旨		市からの回答	担当課
1 0 年前に起きたふじみ野市学童保育の会について	1 0 年前、一つの学童クラブが事務局、社労士、他クラブからの支援員のバワハラやモラハラにより崩壊した事実をご存知ですか？ まさにこれから夏休みを迎える 7 月に正規 2 名、常勤 6 名が退職し、夏休みが終わる 8 月に残りの常勤 2 名が退職し、全 8 人の職員が退職しました。 私はこの件が原因で「適応障害」となり、今は「うつ病」「解離性障害」で精神障害者となりました。 時が経てば記憶は薄れると思っていましたが、私は全くの真逆で年々、怒み、憎しみ等が増すばかりです。 私はこんなドン底まで突き落とされ、這い上がる事も出来ず、4～8 月末までの間毎晩のように当時の悪夢にうなされ、行き場とやり場のない思いを自傷という形でぶつけ、発作で心身はボロボロ、どれだけ頑張ってもあの頃の自分は手に入らない。脳や心身に深く刻まれたトラウマは永遠に消える事なく、そんな中で未だに「ふじみ野市学童保育の会」が当たり前のように運営している事、当時の支援員が未だに意気揚々と勤務している事が許せないのです。 私の願いは、ふじみ野市学童保育の会の運営をなくし、他企業に委託して、「新しい学童保育」に生まれ変わって欲しい。1 0 年前、私達支援員 8 名を傷つけ、冒涇した当時の事務局員、事務局統括責任者、社労士、理事、当時の正規支援員 1 人 1 人に謝罪文と職を辞して欲しい。私達が味わった苦しみを、誰 1 人として味方にならなかった罪を一生背負って生きて欲しい。	放課後の多くの子どもたちをお預かりする施設におきまして、子どもたちの健やかな成長のために励んでいただき、日々多大なるご苦労がおりだったのではないかと推察いたします。 なお、指定管理者の選定におきましては、内部・外部から選出され、常任委員及び臨時委員により構成された指定管理者選定委員会により、厳正なる選考を行っております。 本市と致しましては、今後も引き続き、指定管理者の選定については厳格な基準を適用し、市民の皆さまに安心していただけるような行政運営を目指してまいります。 くれぐれもお身体にご自愛いただくとともに、今後とも本市の放課後児童クラブ運営にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	子育て支援課
ふじみ野健康水泳クラブ 継続支援に関する政策提案書	ふじみ野健康水泳クラブは2008年に発足し、市内公営プール廃止後の地域の水泳環境を維持してきました。現在会員20名、平均年齢72歳と高齢者が中心で、活動は健康寿命延伸や介護予防に直結し、市の健康増進施策と高い整合性があります。また、交流や見守りが自然に生まれ、地域包括ケアや孤立防止にも寄与しています。 低廉な会費により誰もが参加できる公共性の高いクラブですが、会員の高齢化に伴い事務負担が増し、完全自主運営の継続が難しくなりつつあります。 つきましては、当クラブの継続に向け、市として可能な範囲での事務的支援や助言体制の整備、並びに担当課の明確化についてご検討いただきたく、提案申し上げます	ふじみ野健康水泳クラブにおかれましては、長年にわたり水泳活動を継続され、また、スポーツ活動を通じて、市民の皆さまに交流や健康づくりの機会を提供されていることに、対し、敬意を表します。 本市では、市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、スポーツ協会等の関係団体と連携しながらスポーツ振興に取り組んでおります。市として可能な範囲での事務的支援とありますが、各団体の運営につきましては、自主的かつ主体的な活動を基本としておりますことをご理解ください。 なお、スポーツ活動に関するご相談は、文化・スポーツ振興課で承っております。スポーツ協会をはじめとする関係団体とも日頃から連携を図っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。 今後も、市民の皆さまがスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツ環境の充実に努めてまいります。	文化・スポーツ振興課